

## 平成 30 年度 周南市徳山動物園自動記念写真撮影機設置事業者公募 実施要項

自動記念写真撮影機設置事業者の募集に参加される事業者は、この実施要項をご理解のうえ、お申し込みください。

### 1. 目的

周南市徳山動物園への自動記念写真撮影機（以下「撮影機」という。）設置に伴う売上の一部を、自動記念写真撮影機取扱料として市に納付いただくことにより、歳入確保を図るとともに、来園者の満足度の向上に資することを目的としています。

### 2. 設置場所、台数等

所 在 周南市徳山動物園内

所 在 地 周南市大字徳山 5 8 4 6

設置台数 1 台

－別紙「徳山動物園自動記念写真撮影機設置位置図」参照－

### 3. 設置期間

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

**※特段の事情がない限り、これに続く 2 回の年度更新（最長で 2022 年 3 月 31 日まで）を可能とします。**

### 4. 募集する撮影機の種類及び要件等

#### (1) 種類

撮影機（本体のサイズは幅 1350 mm、奥行 850 mm、高さ 2150 mm以内のもの）

#### (2) 要件

- ① 徳山動物園の提供する素材を使用して 8 種類程度のハガキサイズ（102 mm×152 mm）の記念写真を自動で撮影できる撮影機であること
- ② テンプレートのデザインは徳山動物園と協議し随時更新できること
- ③ 徳山動物園の指定する設置場所で、屋外での設置・使用が可能なこと
- ④ 撮影機外側 4 方の側面の外装は、徳山動物園の施設に調和するデザインに装飾すること（デザインについては徳山動物園と協議のうえ決定します）
- ⑤ 撮影した写真データがスマートフォンにダウンロードできる機能を有すること
- ⑥ 500 円硬貨及び 1000 円紙幣が使用できること
- ⑦ 販売価格は市場価格に準じ、適正な価格で提供すること
- ⑧ 動物園内イベントの際等に無料撮影ができる機能を有することが望ましい
- ⑨ 商品補充、品質管理、売上金回収、釣銭補充、故障時の即時対応、修理、保守、点検等設置及び管理運営にかかるすべてのメンテナンスを設置者がおこなうこと
- ⑩ 撮影機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名及び連絡先を必ず明記すること
- ⑪ 「自動販売機据付基準」（J I S 規格）及び「自動販売機据付規準」（業界統一規準）を順守し、転倒防止措置を講ずること。

⑫現在、徳山動物園はリニューアル事業を実施中のため、リニューアル工事の進捗に伴い、年 1 回程度設置場所を変更する可能性がある。新たな設置場所はその都度指示するが、その際の撮影機の移設にかかる費用は設置事業者の負担とする。

### (3) 設置条件

撮影機は指定サイズ内（幅 1350 mm、奥行 850 mm、高さ 2150 mm以内（転倒防止板等の張出部分を含む））で業務の支障及び通行の妨げにならない範囲で設置することができます。設置する撮影機の外形寸法を事前に確認の上設置場所の確認をお願いします。

### (4) 原状回復

設置事業者は許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に要した費用、撮影機の設置に伴い支出した必要経費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することはできません。

## 5. 応募資格要件

**実際に撮影機を設置し、商品管理、アフターサービス等を行う事業者**で、次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 周南市の市税に滞納が無いこと。
- (4) 法令等を遵守し、設置期間中、継続して撮影機の管理、営業を行う資力、能力を有すること。
- (5) 平成 29 年度及び平成 30 年度において、動物園などのアミューズメント施設において撮影機の設置、営業を行った実績を有していること。
- (6) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるものでないこと。
- (7) 上記 4 (2)⑫に関して、徳山動物園が指定する設置場所への移設について同意すること。（申込書の提出をもって、同意があったものとみなします。）

## 6. 応募方法

応募される方は、以下により申し込みをしてください。

### (1) 提出書類

#### ①自動記念写真撮影機設置申込書

・取扱料率について……売上金額に取扱料率を乗じた額を自動記念写真機取扱料として、市へ納付いただくこととなります。

※取扱料率は 20.0%以上とし、任意に設定してください。

#### ②自動記念写真撮影機企画提案書

設置予定の撮影機について、徳山動物園に対しての利点をお書きください。補足説明資料としてパンフレット等を添付することも可能です。

(販売商品内容、販売価格、その他付加価値等)

③ その他添付書類 (各 1 部)

(個人の場合) ア. 住民票 (発行後 3 カ月以内のもの)

イ. 印鑑登録証明書 (発行後 3 カ月以内のもの)

ウ. 周南市の市税に滞納の無いことの証明書 (発行後 1 カ月以内のもの)  
(周南市に住民票がある場合のみ)

エ. 自動記念写真撮影機の設置実績 (任意の様式)

オ. 事業概要 (任意の様式)

(法人の場合) ア. 法人登記全部事項証明書 (発行後 3 カ月以内のもの)

イ. 印鑑登録証明書 (発行後 3 カ月以内のもの)

ウ. 周南市の市税に滞納の無いことの証明書 (発行後 1 カ月以内のもの)  
(周南市内に営業所等が存在する場合のみ)

エ. 自動記念写真撮影機の設置実績 (任意の様式)

オ. 会社概要又は事業概要 (任意の様式)

カ. 役員名簿 (別記様式)

※「ア」「イ」「ウ」については、複写を添付することが可能です。

(2) 提出期限

**2019 年 2 月 28 日 (木) 17 時まで**

(3) 提出方法

上記書類一式を周南市徳山動物園へ持参又は郵送してください。

**※郵送の場合は、書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限り。**

**(提出期限必着)**

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(4) 提出先

〒745-0874 周南市大字徳山 5846 番地 周南市徳山動物園

7. 事業者の決定方法 (審査)

取扱料率、企画提案内容を審査・採点し、点数の高いものに決定します。

**【審査項目 (配点)】**

・自動記念写真撮影機取扱料に関する事項 ……取扱料率×4 点

・企画提案 ……20 点満点

応募者多数で同点の場合は、次の順により決定します。

① 市内に本社又は主たる事業所を置く者

② 市内に支店又は営業所を置く者

③ 取扱料率が高い者

④ 抽選

**※決定した事業者名、取扱料率等は公表いたします。**

8. 審査結果の通知時期

2019年3月上旬 郵送にて発送予定  
※市ホームページ上でも公表いたします。

## 9. 事業者の費用負担

### (1) 自動記念写真撮影機取扱料

撮影機の売上額に事業者が提案した取扱料率を乗じた額

※四半期毎に納付していただきます。

※毎月25日までに売上金額の集計を行い、徳山動物園に報告してください

### (2) 都市公園使用料

占有面積1㎡あたり年額640円

※占有面積は、撮影機本体に転倒防止板等の張出面積を含めた面積となります。

※占有面積が1㎡に満たないとき、又は1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算します。

### (3) 電気料

実費負担（3カ月毎に納付）

※原則として子メーター等を設置していただき、算定する金額は徳山動物園が定める電気使用料単価を乗じて得た額とします。

### (4) 装飾費用

上記4(2)④に掲げるデザインに装飾するための費用

### (5) 移設に要する費用

上記4(2)⑫に掲げる移動、設置に要する費用

### (6) その他

撮影機の設置、撤去、原状回復等の全てに係る経費

## 10. 契約上のその他の条件

(1) 撮影機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(2) 撮影機の設置によって第三者に生じた事故が、市の責に帰さない場合は、設置者が補償すること

(3) 市の責による場合を除き、撮影機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、市はその一切の責を負わないものとします。

(4) 自動記念写真撮影機取扱料、都市公園使用料及び電気料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納付していただきます。

(5) 市が公用・公共用に供する事由から、やむなく撮影機を撤去する必要があるときは、契約を解除することがあります

## 11. お問い合わせ

〒745-0874 周南市大字徳山 5846 番地 周南市徳山動物園

電話：0834-22-8640 FAX：0834-22-8641

E-mail：dobutsuen@city.shunan.lg.jp